

## 手続補正書(様式記載見本)

【書類名】 手続補正書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁審査官 殿

【事件の表示】

【出願番号】 国際登録第1234567号

【補正をする者】

【住所又は居所】 15 chemin des Coiombettes 1131 GENÈVE 10 Suisse

【氏名又は名称】 PASSIFLORE Société Anonyme

【代理人】

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3

【氏名又は名称】 国際 太郎

【手続補正1】

【補正対象書類名】 商標登録願

【補正対象項目名】 第14類

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【第14類】

【指定商品(指定役務)】 Watches; wristwatches; wall clocks.

【手続補正2】

【補正対象書類名】 商標登録願

【補正対象項目名】 第15類

【補正方法】 削除

(注1) 識別番号は使用できません。

(注2) 本件出願が事後指定の場合は【出願番号】の欄に「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇号」のように記載してください。

(注3) 「指定商品(指定役務)」は英語で記載してください。

(注4) 「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」の全文を補正する以外は、なるべく「商品及び役務の区分」の単位として記載してください。全文を補正する場合は、以下のとおり記載し、【補正の内容】の欄には、補正をしない区分・指定商品(役務)を含め、補正後の全ての区分・指定商品(役務)を記載してください。記載のない区分・指定商品(役務)は削除されたこととなりますので、ご注意ください。

【補正対象項目名】 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【〇類】

【指定商品（指定役務）】

【〇類】

【指定商品（指定役務）】

(注5) 「指定商品(指定役務)」の補正は、国際登録の範囲内で補正してください。なお、類を変更する補正はできません。